

令和 7 年度

第8回 第一農地部会定例会議事録

令和7年11月28日（金）

上越文化会館 4階 大会議室

令和7年度第8回第一農地部会定例会議事録

日時 令和7年11月28日(金)午後2時

場所 上越文化会館 4階 大会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

| | | |
|--------|--------|-----------|
| 2番 綿貫 | 4番 古川 | 6番 竹山 |
| 9番 吉村 | 14番 竹内 | 16番 清水(増) |
| 24番 松本 | | |

(2) 農地利用最適化推進委員

| | | | |
|----|-------|-------|----|
| 高橋 | 倉石 | 高島(信) | 野島 |
| 片桐 | 高島(真) | 笠原 | 荻原 |
| 白滝 | 平野 | 清水(康) | 穂苅 |

2 欠席委員

(1) 農業委員

| | | | |
|----|----|----|----|
| 新井 | 牧繪 | 篠宮 | 飯塚 |
| 佐藤 | | | |

(2) 農地利用最適化推進委員

| | | | |
|----|----|----|----|
| 小林 | 横田 | 野村 | 上原 |
| 長野 | | | |

3 職務のため出席した事務局職員

| | | |
|--------|-----|-----|
| 事務局 | 局長 | 栗和田 |
| | 副局长 | 岩崎 |
| | 次長 | 秋山 |
| | 主任 | 竹中 |
| 中郷区駐在室 | 副主査 | 丸山 |
| 板倉区駐在室 | 副主幹 | 渡邊 |
| 清里区駐在室 | 副主査 | 中条 |
| 名立区駐在室 | 班長 | 高橋 |

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

| | |
|-------|--------|
| 6番 竹山 | 24番 松本 |
|-------|--------|

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- 報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について
- 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について
- 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について
- 議案第 5 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

(中郷区)

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

(板倉区)

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について
- 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について
- 議案第 3 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

(清里区)

案件なし

(名立区)

- 議案第 1 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

5 会 議

| | |
|-------------|--|
| | <p>上越市農業委員会会議規則第5条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。</p> |
| 議長 | <p><資格審査></p> <p>はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数12人中、出席委員数7人、欠席委員数5人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により農地部会は成立します。</p> <p>農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数17人中、出席推進委員数12人、欠席推進委員数5人です。</p> |
| 議長 | <p><議事録署名委員の指名></p> <p>次に、議事録署名委員ですが会議規則第14条の規定により、私から指名します。 議席番号6番 竹山委員、議席番号24番 松本委員の両名を指名します。</p> |
| 議長 | <p><上越市農業委員会憲章の唱和></p> <p>「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、議事録署名委員が憲章を読み上げます。 皆さんそれに続いて唱和をお願いします。 それでは、議事録署名委員の竹山委員読み上げをお願いします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p> |
| 議長 | <p>それでは、議案の審議に入ります。 推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。</p> |
| 議長 | <p><報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」></p> <p>それでは、合併前上越市からです。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号346番から366番の21件を報告します。 事務局の説明を求めます。</p> |
| (事務局) 秋山 | <p>農業委員会事務局 秋山です。 最初に追記をお願いいたします。 ページは2頁のNo.352の右の備考欄ですが、耕作者へ売却予定の予定を削除し、その下段に所有権移転No.19と追記していただきますようお願いいたします。 申し訳ございません。 それでは1頁をご覧ください。 報告第1号は農地の利用権設定に係る解約届出の受理報告です。 受理した21件は、いずれも合意による解約でございます。</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>解約後の利用形態としましては、他者へ貸付が 3 件、他者へ貸付予定が 4 件、耕作者へ売却・売却予定が 3 件、他社へ売却・売却予定が 5 件、地主管理及び中間管理機構へ貸付が 2 件、中間管理機構へ貸付が 4 件であります。</p> <p>No.353 の解約につきましては、このあとの 3 条許可No.42 の案件として、他者へ売却となっています。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>特に質問等がないので、報告第 1 号の 21 件を承認します。</p> |
| | <p><報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」></p> |
| 議長 | <p>報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 15 番の 1 件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> |
| (事務局) | <p>それでは 5 頁をご覧ください。</p> |
| 秋山 | <p>報告第 2 号は、権利移動を伴わない農地転用届出の受理報告です。</p> <p>転用目的は、「物置」1 件です。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>特に質問等がないので、報告第 2 号の 1 件を承認します。</p> |
| | <p><報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」></p> |
| 議長 | <p>報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 111 番から 124 番の 14 件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> |
| (事務局) | <p>それでは 6 頁をご覧ください。</p> |
| 秋山 | <p>報告第 3 号は、権利移動を伴う農地転用届出の受理報告です。</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>転用目的は、「一般個人住宅」7件、「共同住宅」1件、「資材置場」1件、「店舗等施設」1件、「敷地拡張」3件、「宅地造成」1件です。</p> <p>番号118番、124番につきましては、1,000㎡を超えているため、10頁に位置図を添付してごいます。</p> <p>東側が118番、西側が124番となっております。</p> <p>合わせてご覧ください。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> |
| | <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>特に質問等がないので、報告第3号の14件を承認します。</p> |
| | <p><議案第1号「農地法第3条許可申請について」></p> |
| 議長 | <p>次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号40番から45番の6件を上程します。</p> |
| | <p>事務局の説明を求めます。</p> |
| (事務局) | <p>それでは11頁をご覧ください。</p> |
| 秋山 | <p>議案第1号は、農地の権利移動に係る許可についてです。</p> |
| | <p>別添の農地法第3条調査書も併せてご覧ください。</p> |
| | <p>最初に番号40番です。</p> |
| | <p>こちらは、大字四辻町地内において、規模を縮小したいとする譲渡人から、隣接農地も管理する譲受人に所有権移転するものであります。</p> |
| | <p>譲受人の居住地から6km程、距離がありますが現在も隣接農地で耕作していることから、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> |
| | <p>次に番号41番です。</p> |
| | <p>こちらは、大字藤野新田地内において、先の5条転用との関連で、所有者が入り組んでいた当該農地について、譲受人の要望により所有権移転するものであります。</p> |
| | <p>譲受人は当該農地を購入することにより、現在耕作している畑への乗り入れがスムーズになり一体管理が可能になることから、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> |
| | <p>次に番号42番です。</p> |
| | <p>こちらは、大字木島地内において、規模縮小したいとする譲渡人から経営規模を拡大したいとする譲受人に所有権移転するものであります。</p> |
| | <p>譲受人は当該農地の周辺でも大規模経営していることから、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> |

| | |
|----|--|
| | <p>次に番号 43 番です。</p> <p>こちらは、大字下富川地内において、農地を手放したいとする譲渡人から、購入する住宅に隣接する当該農地を購入し、家庭菜園として管理したいとする譲受人に所有権移転するものであります。</p> <p>譲渡人は昨年、当該農地に隣接する空き家を購入しましたが、一身上の理由により、転居を余儀なくされたことから、新たに入居予定の譲受人が、耕作・管理するものであることから、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に番号 44 番です。</p> <p>こちらは、大字上雲寺地内において、規模縮小したいとする譲渡人から、経営規模を拡大したいとする譲受人に所有権移転するものであります。</p> <p>譲受人は、当該農地の周辺で大規模に耕作していることから、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>最後に番号 45 番です。</p> <p>こちらは、大字安江地内において、機構契約の終了に伴い農地を手放したいとする譲渡人から、隣接の農地で耕作し、経営規模を拡大したいとする譲受人に所有権移転するものであります。</p> <p>こちららも全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>※現地確認：No.40 片桐委員、No.41 笠原委員、No.42 高島（信）委員 No.43・44 牧繪委員、No.45 篠宮委員</p> |
| 議長 | <p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定します。</p> |
| 議長 | <p><議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」></p> <p>次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」番号 29 番の 1 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> |

| | |
|---------------------|---|
| <p>(事務局) 秋山</p> | <p>それでは 13 頁をご覧ください。</p> <p>議案第 2 号は、権利移動を伴う農地転用の許可申請であります。</p> <p>番号 29 番であります。大字青野地内の農地に、「駐車場」を整備するものです。</p> <p>14 頁に位置図、15 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>譲受人は、申請地の道路を挟んだ場所に事務所を構えていますが、現在駐車場が不足している状況のため、これを整備するものです。</p> <p>申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能です。</p> <p>工期は、許可日から令和 8 年 8 月末日、土地利用計画は駐車場で、申請面積 749 m²、所要面積が 749 m² (田 749 m²)。</p> <p>都市計画法の開発許可申請が不要な案件であり、転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| <p>議長</p> | <p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請」について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> |
| <p>議長</p> | <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号について、原案のとおり許可することに決定します。</p> |
| <p>議長</p> | <p><議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」></p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」、所有利用権移転、番号 12 番から 18 番までの 7 件と利用権設定、地域計画区域内及び地域計画区域外の番号 236 番から 255 番までの 20 件を上程します。</p> <p>議案はひとつではありますが、各々の権利種別ごとに意見・質問を諮り、議決したいと思います。</p> <p>最初に所有権移転ですが、資料の差し替えがあるようです。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> |
| <p>(事務局) 秋山</p> | <p>それでは、16 ページをご覧ください。</p> <p>最初に案件の追加に伴う議案の追加、差し替えをお願いします。</p> |

| | |
|-------------|--|
| | <p>本日、皆様の机にお配りさせていただきました 17 ページ、18 ページの両面 1 枚につきまして、事前にお配りした議案 17 ページ、18 ページと差し替えていただきますようお願いいたします。</p> <p>変更点は 17 ページの No.19 篠宮委員関連案件 1 件が追加となっております。</p> <p>申し訳ございませんでした。</p> <p>それでは、改めまして「上越市農用地利用集積等促進計画案」に係る、農地の売買、所有権移転の No.12 番から 19 番の 8 件であります。</p> <p>こちらは、「地域計画内」における「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものであり、農地中間管理機構を通して譲渡人から譲受人に農地の所有権移転を一括で行う「農用地利用集積等促進計画（一括契約）」により、所有権移転するものであります。</p> <p>本案件は、「地域計画内」における所有権移転であり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p> |
| 議長 | <p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案」に係る、農地の売買、所有権移転に対する意見について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 3 号、所有権移転について、原案のとおり決定します。</p> <p>それでは次に進みます。</p> <p>同じく議案第 3 号、権利種別は、利用権設定の地域計画区域内及び地域計画区域外の番号 236 番から 255 番までの 20 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> |
| (事務局) 秋山 | <p>それでは、18 ページをご覧ください。</p> <p>まず「地域計画内」の対象農地についてであります。が、「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものであり、対象農地につきましては、23 ページから 29 ページの対象農用地リストに記載のとおりであります。</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>こちらすべて「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に「地域計画区域外」であります。</p> <p>ページは 30 ページをご覧ください。</p> <p>番号 254 番、255 番こちらの「地域計画外」の農地についてであります。目標地図に搭載されていない農振白地の農地であり、対象農地につきましては、次の 31 ページの対象農用地リストに記載のとおりであります。</p> <p>こちら農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったもので、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>私からの説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> |
| | <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> |
| | <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）」に対する意見について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> |
| | <p>(「異議なし」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> |
| | <p>議案第 3 号、利用権設定について、原案のとおり決定します。</p> |
| 議長 | <p><議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について」></p> |
| | <p>次に議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について」1 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> |
| (事務局) 秋山 | <p>それでは、32 頁をご覧ください。</p> <p>番号は 69 番になります。</p> <p>こちらは、農用地利用集積等促進計画の利用権移転です。</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <p>この案件は、いずれも効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構をとおして、上段の現在の耕作者から下段の新たな耕作者に利用権を移転するものであります。</p> <p>具体的な対象農地につきましては、次の 33 ページに記載のとおりです。</p> <p>こちらの案件は事情により、自身の息子さんに利用権を移転するもので、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>これらについて「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>私からの説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案(利用権移転)の意見について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 4 号について、原案のとおり決定します。</p> |
| | <p><議案第 5 号「利用状況調査に基づく非農地判断について」></p> |
| 議長 | <p>議案第 5 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、番号 1 番から 66 番までの 66 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> |
| (事務局) 秋山 | <p>それではページは 34 頁をご覧ください。</p> <p>議案第 5 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、説明します。</p> <p>まず、「非農地判断」についてであります。森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地について、農地法に規定される農地ではない旨の判断を行うことにより、「守るべき農地」を明確にし、農地利用の最適化を図るものです。</p> <p>この間、地権者からの申し出があった農地について、明らかに山林化しており、周囲の状況から農地としての復元が困難な農地、66 筆、12,118.43 m²を「非農地」として判断し、農地台帳から削除するものです。</p> <p>以上です。</p> |

| | |
|-------------|---|
| 議長 | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第5号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定します。</p> <p>次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。</p> |
| 議長 | <p>(中郷区駐在室分の議案)</p> <p><報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7109番の1件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> |
| (中郷区) 丸山 | <p>1頁をご覧ください。</p> <p>報告第1号は農地の利用権設定に係る解約届出の受理報告で、貸人の要望による合意解約です。</p> <p>解約後の利用形態は、農地法第3条による他者への贈与です。</p> <p>関連する案件につきましては、備考欄に記載のとおりです。</p> <p>私からの説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、1件を承認します。</p> |
| 議長 | <p><議案第1号「農地法第3条許可申請について」></p> <p>次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7104番と7105番の2件を上程します。</p> |

| | |
|---------------------|--|
| <p>(中郷区) 丸山</p> | <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは2頁をご覧ください。</p> <p>議案第1号は、農地の権利移動に係る許可についてです。</p> <p>別添の農地法第3条調査書も併せてご覧ください。</p> <p>まず番号7104番は、中郷区二本木地内において、高齢により耕作が困難となった譲渡人から、農地の近隣に居住する譲受人に、贈与により所有権移転するものです。</p> <p>譲受人の畑も隣接しており、自己の畑と同様に管理・耕作することから、全部効率要件並びに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断しました。</p> <p>次に番号7105番は、中郷区岡沢地内の農地を相続した譲渡人が遠方に居住し、耕作・管理が困難であるため、岡沢地内に転入した譲受人に贈与により所有権移転するものです。</p> <p>譲受人は、新潟県から委嘱された「新潟県地域おこし協力隊」の隊員として、上越市中郷区に移住して農業に従事する予定者であり、配偶者は農業経験・農業技術就学歴があることから、全部効率要件並びに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断しました。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>現地確認いただいた中郷区の農業委員から補足説明をお願いします。</p> <p>16番 清水委員をお願いします。</p> |
| <p>中郷区委員</p> | <p>「特段、問題・異常なし」と報告あり</p> |
| <p>議長</p> | <p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| <p>議長</p> | <p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> |
| <p>議長</p> | <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p> <p>次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。</p> |

| | |
|------------------------|---|
| <p>議長</p> | <p>(板倉区駐在室分の議案)</p> <p><報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7524番から7526番の3件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> |
| <p>(板倉区)</p> <p>渡辺</p> | <p>1ページをご覧ください。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7524番から7526番の届出書3件を受理しましたので報告します。</p> <p>本件は、いずれも合意による解約であります。</p> <p>7524番は、今後他者への貸付を予定しており、7525番、7526番は、12月22日に開催を予定している板倉区農地利用調整会議後に耕作者が決定される予定となっております。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| <p>議長</p> | <p>特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、3件を承認します。</p> |
| <p>議長</p> | <p><議案第1号「農地法第3条許可申請について」></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、7514番から7517番の4件を上程します。</p> <p>最初に古川委員関連の7515番を除く3件について、事務局の説明を求めます。</p> |
| <p>(板倉区)</p> <p>渡辺</p> | <p>それでは、2ページをご覧ください。</p> <p>古川委員関連の1件を除く番号7514番、7516番、7517番を説明します。</p> <p>巻末の「農地法第3条調査書」も併せてご覧ください。</p> <p>最初に7514番です。</p> <p>当該土地に隣接する農地で耕作している譲受人が、経営規模の拡大を図ることを目的とし、譲渡人との双方合意の上、売買による所有権移転するものです。</p> <p>当該農地は、現在も耕作されており、全部効率要件並びに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>7516番は、譲渡人が高齢のため耕作が困難であること、譲受人が当該農地の両隣に建つ物置各1棟を車庫として購入しており、当該農地で家庭菜園を行うことから双方合意の上、売買による所有権移転するものです。</p> |

| | |
|-------------|--|
| | <p>なお、譲受人に 10km 以上の通作距離、150 日以上従事できるのか、農業用機械はどうするのかを確認したところ、通作距離は気にしておらず、時間的にも余裕があり 150 日以上は耕作できる、小型管理機は知人から借用すると回答をいただいております。</p> <p>当該農地は現在休耕状態ではありますが、家庭菜園として管理することから全部効率要件並びに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>また、10a 当たりの売買価格が高額なのは、両隣の宅地面積を含めた額を当該地の面積割としたため高額となったものです。</p> <p>7517 番は、譲渡人が当該地から約 500m 離れた所に居住しているため耕作が困難であり、隣接する居宅を購入した譲受人が耕作を望んでいることから双方合意の上、売買による所有権移転するものです。</p> <p>なお、農業用機械は市内に住む娘さんから借用し一緒に農作業するとのことでした。</p> <p>当該農地は、現在休耕状態ではありますが、家庭菜園として管理することから全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>それでは、現地を確認いただいた板倉区の古川委員、野村農地利用最適化推進委員から補足説明をお願いします。</p> <p>※現地確認：No.4 古川委員、No.31 野村農地利用最適化推進委員</p> |
| 議長 | <p>ただ今の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>特に質問等がないので、次に、古川委員関連の議案について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案に関連する古川委員は、退席をお願いします。</p> <p>(古川委員 退席)</p> |
| (板倉区) 渡辺 | <p>それでは事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、古川委員関連 7515 番について説明します。</p> <p>農事組合法人の解散に伴う財産処分です。</p> <p>財産の処分先は双方合意の上、売買による所有権移転するものです。</p> <p>当該農地は、現在も苗代場として利用されており、全部効率要件並びに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>私からの説明は以上です。</p> |

| | |
|-------------|--|
| 議長 | <p>それでは、現地を確認いただいた飯塚委員から補足説明をお願いします。 ※現地確認：No.22 飯塚委員</p> |
| 議長 | <p>ただいまの説明について、ご意見・ご質問があればお願いします。</p> <p>（「ありません」の声あり。）</p> |
| 議長 | <p>特に質問等がないようですので、古川委員関連の番号 7515 番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（「ありません」の声あり。）</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。 それでは、古川委員の退席を解除します。</p> <p>【古川委員 復席】</p> |
| 議長 | <p>古川委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたのでお知らせします。 それでは採決に入ります。 議案第 1 号「農地法 3 条許可申請について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。 議案第 1 号について、原案のとおり決定します。</p> |
| 議長 | <p><議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、地域計画区域内の 7681 番、7682 番の 2 件を上程します。 事務局の説明を求めます。</p> |
| (板倉区) 渡辺 | <p>3 ページをご覧ください。 こちらは、「地域計画内」における「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるもので、今回の対象農地につきましては、4 ページの「対象農用地等リスト（区域内）」に記載のとおりです。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> |

| | |
|---------------------|--|
| <p>議長</p> | <p>本議案は「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>私からの説明は以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| <p>議長</p> | <p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）」について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> |
| <p>議長</p> | <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号について、原案のとおり決定します</p> |
| <p>議長</p> | <p><議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」></p> |
| <p>議長</p> | <p>議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」番号 1 番から 33 番までの 33 件を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> |
| <p>(板倉区) 渡辺</p> | <p>それでは、6・7 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、説明します。</p> <p>「非農地判断」の説明は、先ほど「合併前上越市の案件」で説明があったとおりです。</p> <p>板倉区管内は、6 ページから 7 ページの番号 1 番から 33 番までの 33 件、3,021 ㎡を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。</p> <p>私からの説明は以上です</p> |
| <p>議長</p> | <p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| <p>議長</p> | <p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> |

| | |
|-------------|---|
| 議長 | <p>異議なしと認めます。 議案第 3 号について、原案のとおり農地に該当しないものと決定します。 次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(名立区駐在室分の議案) <議案第 1 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」></p> |
| 議長 | <p>議案第 1 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、番号 1 番から 22 番までの 22 件を上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p> |
| (名立区) 高橋 | <p>それでは、1 項をご覧ください。 1 頁、議案第 1 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、ご説明いたします。 「非農地判断」の説明は、先ほど「合併前上越市の案件」で説明があったとおりです。 名立区管内は、1 頁から 2 頁まで、番号 1 番から 22 番までの 22 件の 1,892.30 m² を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。 私からの説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。 議案第 1 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定します。 以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。</p> |
| 議長 | <p><その他> その他に入ります。 事務局から何かありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |

| | |
|----|-------------------------------|
| 議長 | それでは、以上をもちまして本日の第一農地部会を終了します。 |
|----|-------------------------------|

上記記録の内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議.....長.....

署名委員.....

署名委員.....